

令和8年度TOKYO H2プロジェクト共同推進事業 質問回答

No.	質問	回答
1	弊社は他県に本社を置いており、現時点では都内に直営の事業所を有していません。このような場合でも、本公募への応募は可能でしょうか。	応募可能でございます。ただし、都内での取組の実施は必須です。
2	都内に事業所がない場合、提出書類の内「法人都民税の納税証明書」の取り扱いはどうなりますでしょうか。	納税義務が無い場合はご提出不要でございます。その場合、都内に事業所がないことがわかる資料を添付してください。(例：HP事業所一覧の写し等)
3	法人の登記事項証明書、納税証明書は(写)でも宜しいでしょうか。	(写)でも可です。
4	製品製造する場合、ノベルティ等で無料配布するものは対象、販売するものは対象外でしょうか？	公募事業としては、無償配布、販売共に対象事業となりますが、本事業の中で商品販売等を行う場合における、仕入れや原材料調達等に係る経費は、対象経費とはなりません。
5	TOKYO H2ロゴを掲載した製品を製造し販売すること自体は問題ありませんか？	都へ事前にデザイン案の確認を受け、承認を受ければ利用可能です。 なお、都が主体となるプロジェクトロゴのため、当該製品に表示するロゴ等について法令の定めがある場合は、当該法令の遵守をお願いいたします。
6	TOKYO H2ロゴを掲載した製品を販売する場合、都内以外のエリアでの販売は問題ありますか？(例えば、東京・神奈川に店舗がある小売店での販売など)	都内での販売が行われれば、その他のエリアでの販売も可能です。ただし、対象事業となるのは、都内での取組のみとなります。
7	都内実施取組みが必須方針と記載されていますが、例えば展示会やイベントへ出展する場合、開催場所は都内会場のものみに限定されますか？	都内での取組の実施は必須です。 その他、都外で同様の取組をあわせて実施することは可能ですが、都外行事に係るものについての経費は、対象経費から除きます。 詳細は、採択後に資料を拝見し、適否を協議・決定させていただきます。
8	対象事業について、既に別の補助金を受けてる、もしくは東京都の実証事業等へ参加している場合、本事業での扱いはどのようになるか？	提案事業の実施に必要な経費のうち、既に国や都、他自治体等から補助金等の支援を受けている経費については、本事業の支援対象経費から除きます。
9	事業期間内にメインのイベントを1回と、それに付随するイベントを複数回実施する想定ですが、公募事業の対象となりますでしょうか？	公募事業として、一連の取組が事業者・都民を対象とした更なる水素エネルギーの需要拡大等に資する取組であれば対象となります。 なお、対象経費等の詳細は採択後に資料を拝見し、適否を協議・決定させていただきます。